

議 事 内 容

専務理事	第 86 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 86 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	次に、前回の委員会で、調整池について確認事項がありましたので、農業会議事務局から報告をお願いします。
農業会議事務局	(調整池について説明。)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・2 件、第 4 条・第 5 条の混合案件が 1 件、第 5 条・8 件のほか、「佐賀県農地集約協力金事業について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇市（町）・〇〇委員と〇〇市（町）・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会の案件について、農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局 （整理番号4-1について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会から4-2の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号4-2について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号4-3・5-1、5-2について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号5-3について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号5-4について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号5-5について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 （整理番号5-6、5-7について、資料に沿って説明）

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会	(整理番号5-8について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-9について、資料に沿って説明)
議長	農地法第4条関係2件、第4条・第5条関係1件、第5条関係8件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の飼料用ラップロール置場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	土地の利用の中で、その他が2,407㎡と記載されていますけれど、これは今後どういう形で使われるのかをお伺いします。
〇〇農業委員会	11ページ、12ページに土地利用計画図が載っておりますけれども、ラップロール置場が2つで駐車場も大きく、残りがその他ということで2,407㎡ですが、ラップロールを置くときには、リフトなりなんなり機械類の切り返しが必要ということで、置くだけではなく移動スペースがかなり必要ということでした。また大型トラック等が入る場合があるので通路等を大きめに取られているということです。今後何かの利用をされるというわけではありません。

- 〇〇委員 この申請は、ラップロール置場と駐車場というのがメインだと私は思います。でもメインと同じぐらいの空き地があって、大型車が来るとい
うことで搬入とか何とかだと思いますけど、あまりに多すぎるんじゃない
かなという気がします。もう少し効率的に農地を使ってもらえれば、
こんなに広くはいらなと思います。
- 〇〇農業委員会 こちらの面積等は本人の書かれたものになっております。ご指摘いた
だいた通り、面積で比べればかなりその他の方が大きいですが、本人さ
ん曰く、切り返しとかそういったものを考えると、かなり広めに面積が
必要とのことで、今回こういった土地利用計画図で受理をしております。
- 〇〇委員 この方は肥育牛をされているんでしょう。
- 〇〇農業委員会 されていないです。この傍ら販売業の別会社があります。
- 〇〇委員 それならこれは事業系になりませんか。
- 〇〇農業委員会 確認しましたけれども、販売をされる会社はまた別で、ここは自分で作
ったラップロールを置く場所ということでした。
- 〇〇委員 ちょっとおかしいんじゃないですか。結局間接的にはここを利用されるわ
けでしょう。
- 〇〇農業委員会 いえ、ここは駐車場とかラップロールは全部自分の名義だと言われたた
め、個人の名前での申請となっております。
- 〇〇委員 自分の田んぼだからいいかなと思いますが、もう少し農地を有効的に使
ってほしいというのが私の意見です。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条及び第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 土地の利用の中に、法面の面積が6,275㎡とありますけれど、この法面に対する保護をどのようにされるかということをお伺いします。

〇〇農業委員会 法面は、芝生を張って保護をすると聞いております。

〇〇委員	現地を見たわけじゃないですけど、高低差がたくさんあると思いますので、角度が大きいと芝生ではなかなか強化できないような気がします。その辺を重々考えて、法面の角度が高いところは芝じゃなくてブロックか何かで工事をしてもらいたいです。6,000 m ² 以上の面積で距離的にも長いと思いますし、今、法面の崩落が全国的にも多いので、事業者がもう少し検討しながら工事をやっていただきたいなと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の工場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	宅地が全部売れてしまった場合、調整池は誰が管理をするのですか。
〇〇農業委員会	調整池につきましては、市(町)が管理することになります。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸診療所、貸木工作業棟、貸緑地、貸駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 土地の利用の中に、貸緑地ということを書いてありますが、これはどういうことかを伺いたと思います。

〇〇農業委員会 貸緑地ですけれども、こちらは診療所に付随する施設として、藤井さんの緑地ではなくて診療所に必要な施設として診療所が借りるということで、貸緑地というふうになっております。

〇〇委員 緑地は、3,000 m²以上だとかで3%の緑地を設けなさいということになっていますけど、貸ということになればお金をもらうわけですね。ちょっと私としては理解できないんですけど、その辺の説明をお願いします。

〇〇農業委員会 おっしゃる通り、開発行為が3,000 m²以上の場合については、3%以上の公園、緑地、広場が必要ということで今回は緑地を選択されたということになっております。こちらは診療所に付随し、診療所が管理をされると、借りたいということで、貸緑地となっております。土地の賃貸借

契約についてもこちらを含んだ契約となっておりますので、貸緑地としております。

〇〇委員 普通は、それは貸す前の話になると思うんですよね。これは自分の土地で、貸すために自分のものを自分にキャッシュバックするような形になる訳ですよね。そこが自分としては理解しかねます。普通だったら貸ではなくて、緑地帯は緑地帯で考えるべきじゃないかなという気がします。緑地帯を設けるのは法的に決まっていることであって、これでは法的ではないような形になるんじゃないですか。考え方がちょっとおかしいんじゃないですか。

〇〇農業委員会 診療所が使われるのに必要な緑地で、診療所も貸診療所ですので、それに付随する緑地ですので、貸緑地と判断をしているところです。

〇〇委員 今診療所と言われるんですけど、貸木工所とか貸駐車場にも該当するんじゃないですか、配分的には。

〇〇農業委員会 そうです。ここの全てが貸しという形になります。

〇〇委員 各々にお金をもらう訳でしょう。借りる人、木工所の人とか、駐車をする人はどういうふうな言葉で理解されているんですか。

〇〇農業委員会 木工所も貸診療所で使用するためであったり、貸緑地を管理するために必要な施設ということで貸木工所です。事業計画の中にも木工所は診療所に必要なものでということで記載がありますので、貸木工所としております。

〇〇委員 〇〇〇〇さんが造成をして〇〇〇〇さんが借りるということでしょう。

〇〇農業委員会 〇〇〇〇さんが造成をされて、医療法人が借りられます。土地建物の造成は〇〇〇〇さんがされて、医療法人としてはそこを全部借りますと、建物土地を全て借りて〇〇〇〇さんに賃貸借料を払いますという計画になっております。

〇〇委員 医療法人と〇〇〇〇さんは関係がないのですか。

〇〇農業委員会 関係があります。医療法人の理事になられます。

〇〇委員 ちよつと分かりづらくて、今後何か問題が出てくるんじゃないかなという気がします。

〇〇農業委員会 全てにおいて貸を付けていますので非常に分かりにくいと思いますけれども、転用される〇〇〇〇さんについては病院の院長先生で、そこを運営する医療法人が全部丸ごと借りますよと。そして、病院の院長の〇〇〇先生はその委託料を受け取りますよという内容の申請になっています。

〇〇委員 貸木工所とかは〇〇〇〇さんとは関係ない人が借りるのでしょう。

〇〇農業委員会 貸木工所も医療法人が借りられます。診療所を運営される医療法人が、その貸診療所の中や貸緑地で必要な資材などを、木工作業棟で作業して作ったりするための作業棟になってますので、貸診療所に付随する施設としての貸木工所です。何か別の目的で使われるということではありません。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第4条及び第5条関係1件、第5条関係8件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「佐賀県農地集約協力金事業」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見交換)

議長 最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明。)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

〇〇委員 皆さま、お疲れさまでした。

次回は6月15日午後に総会を開催するため10時30分からの開催となります。場所はグランデはがくれになりますのでよろしく願いいたします。
